

情経営21-3
平成21年2月6日

中小企業の会計に関する指針作成検討委員会御中

社団法人 情報サービス産業協会
経営委員会

「中小企業の会計に関する指針」の改正公開草案に関する意見

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は協会活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、このたび貴委員会より公表された「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案について、別添の通り、意見を提出いたしますので、ご検討賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(別添)

1. 意見：

「中小企業の会計に関する指針」公開草案(以下、本指針)では、項番73「収益認識(3)その他」において、現行の「長期の請負工事」の規定が企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」項番9と同一の内容に変更され、区分としてカッコ書きで「受注制作のソフトウェアを含む」としている。しかし、下記に掲げる理由により、受注制作のソフトウェアにおいてこの取扱いは適切でないと考えるので、(3)その他の区分からこの「受注制作のソフトウェアを含む」の一文を削除していただきたい。

2. 意見提出理由：

一口に中小企業といっても本指針が対象とする情報サービス企業の経営実態は千差万別であり、外部監査制度も存在しないことから、工事契約に関する会計基準と同一の規定を一律に適用することは適切ではないとの認識に基づき、上記意見を提出することとした。その理由は次の通り。

- (1) 中小の情報サービス企業を対象とした会計処理の指針において、工事進行基準適用に関する規定を一律に設けることは、決算書(計算書類)の信頼性を損なう可能性が高い。こうした企業の多くは、社内に間接人員を確保する余裕に乏しいため、信頼性ある原価見積りを担保する体制の構築が困難であることなど、本指針が工事進行基準の適用に際してもとめている成果の確実性の要件を充足することが難しい。当該要件を充足しない安易な工事進行基準の適用により、中小情報サービス企業の計算書類の信頼性を損なうことを危惧している。
- (2) 中小の情報サービス企業を対象とした会計処理の指針において、工事進行基準適用に関する規定を一律に設けることは、担税力の点から不適切といえる。多くの企業は、融資の担保となる資産を殆ど保有していないため、資金繰りが課題である。工事進行基準は、決算日時点で開発が進捗した割合に応じて収益を認識するため、決算日をまたいで完了するプロジェクトについては、工事完成基準を適用した場合に比べて利益を前倒しに計上することになる。企業会計上で工事進行基準を適用した場合は、法人税法第64条第2項により、税務上も工事進行基準により経理することとなるが、課税が入金より前倒しに生ずるという点で負担となる。

(3) 中小の情報サービス企業を対象とした会計処理の指針において、工事進行基準適用に関する規定を一律に設けることにより、当該規定が情報サービス取引に与える影響を懸念している。すなわち、工事進行基準の適用が

(ア) 受注先選別の材料に利用される可能性

(イ) 外注先の進捗を確認する名目から必要以上の情報の提出を受注者である中小企業にもとめる可能性
があるということである。

3. 意見の補足：

本意見は、本指針の適用対象となる中小の情報サービス企業は、工事進行基準を適用すべきではないと述べているわけではない。中小企業といえども工事進行基準の適用要件を満たすことができる高度な管理(注1)をもつて的確に運用することができるのであれば、工事契約に関する会計基準を適用すればよいと考える。

会計基準は、投資者が投資判断を行うにあたって企業の経営成績や財政状態等を測定するための物差し(注2)であり、今般の本指針改正の元となった「工事契約に関する会計基準」は国際財務報告基準(IFRS)へのコンバージェンスの一環として開発されたものである。このことは、中小企業の計算書類の現実的な作成目的である間接金融による資金調達及び納税義務の適正な履行の確保とは相容れない。また、それらの財務情報の実質的な利用者も会計基準と異なり、金融機関及び税務官公署が中心である。

本意見により、受託ソフトウェア開発を営む情報サービス企業の収益認識に係る会計処理が、工事契約に関する会計基準と中小企業の会計に関する指針において異なることとなり、両者がダブルスタンダードになるとの批判があり得るが、上述の通り、利用目的も利用者も異なるのであるから、その批判はあたらないと考えている。

(注)1. 工事契約に関する会計基準 項番51

2. 金融庁「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」3頁